

草津市地域再生推進協議会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津市地域再生推進協議会（以下「協議会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、草津市版地域再生計画に基づき、地域再生の一層の推進を図るため、意見を交換することを目的とする。

(役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見交換を行うものとする。

- (1) 郊外部における生活拠点の形成に関する事項
- (2) 郊外部における交通環境の充実に関する事項
- (3) 郊外部における地域資源を生かした事業等に関する事項
- (4) その他協議会において必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体を代表する者
- (3) 関係する事業者を代表する者
- (4) 関係する地域住民を代表する者
- (5) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条に規定する公募により選考する市民
- (6) その他市長が適当と認める者

(会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長を置く。

2 会長は、前条第2項第1号に規定する委員のうちから、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の進行を行う。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市計画部都市地域戦略課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。